

浜田市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 29 号

浜田市福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市福祉医療費助成条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

（所得の範囲及び額の計算方法）

第 11 条 条例別表第 1 第 3 項に規定する前年の所得の範囲及び額の計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 章の 2 に規定する特別障害者手当の例による。

別表第 2 中「（条例第 2 条第 1 項第 4 号）」を「（条例第 2 条第 1 項第 7 号）」に改め、

「

⑨ 条例第 2 条第 1 項第 4 号イに該当	
-------------------------	--

」を「

⑨ 条例第 2 条第 1 項第 7 号イに該当	〃
-------------------------	---

」に

改める。

様式第 19 号から様式第 22 号までの規定中

「
民生・児童委員 様 を
」

「
確認者 職 氏名 様 に、
」

「

民生・児童委員 確認欄	年 月 日
	上記の申立てが事実であること確認します。
	民生・児童委員 住 所 氏 名
	申 立 人 様

を

」

「

確認欄	年 月 日
	上記の申立てが事実であること確認します。
	確認者 職 氏 名
	申 立 人 様

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。